

一関市市街地活性化センター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
市民利用施設（ <u>100平方メートル</u> 超）冷暖房料	—	冷暖房設備の電力消費量に応じた適正な時価に利用時間を乗じて得た額	市民利用施設（ <u>1,000平方メートル</u> 超）冷暖房料	—	冷暖房設備の電力消費量に応じた適正な時価に利用時間を乗じて得た額
電気器具等（消費電力500W以上の物に限る。 <u> </u> ）を 込使用する場合の電気料金	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。）を 込使用する場合の電気料金	<u>コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</u>	50円
	<u>1回につき消費電力量1kWhを超える場合</u>	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算した額</u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。